

戸塚区名義使用承諾及び区長賞の授与等に関する事務取扱要綱

制定 平成13年11月1日
最近改正 平成23年7月15日

(趣 旨)

第1条 この要綱は、団体が行う公益的行事に対する共催等の戸塚区役所の名義使用の承諾並びに区長賞の授与及び祝花の贈呈に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において「団体」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 国、公共団体その他公共的団体
- (2) 報道機関、運輸機関その他の公共性のある法人
- (3) 前2号に該当しない団体で、次のすべての要件を具備しているもの
 - ア 主催者の存在が明確であること。
 - イ 規約、会則等の定めがあり、団体意思が明確であること。
 - ウ 事業遂行能力が十分あること。

2 この要綱において「公益的行事」とは、学術、文化、芸術、芸能又はスポーツ、社会福祉及び保健衛生に関する行事その他これらに類する行事で、公共性のあるものをいう。

(名義使用の承諾、区長賞等の授与等)

第3条 区長は、団体の行う公益的行事に対し、この要綱の定めるところにより、戸塚区役所の共催、後援若しくは協賛の名義の使用を承諾し、又は区長賞を授与し、若しくは祝花を贈呈することができる。

(共催の名義使用承諾の基準)

第4条 戸塚区役所が共催することができる行事は、団体が行う公益的行事で、次のすべての要件に該当するものとする。これらに準ずる行事であつて、区長が特に認めたものについても、共催することができる。

- (1) 戸塚区全域を対象としている行事
- (2) 戸塚区役所が企画又は運営に参画している行事
- (3) 戸塚区役所が経費（補助金その他の金銭を含む。）の全部又は一部を負担している行事

(後援又は協賛の名義使用承諾の基準)

第5条 戸塚区役所が後援し、又は協賛することができる行事は、団体が行う公益的行事で、次のいずれかに該当するものとする。これらに準ずる行事であつて、区長が特

に認めたものについても、後援し、又は協賛することができる。

(1) 前条第1号に規定する行事

(2) 戸塚区の区域以上の範囲を対象とし、かつ、主たる会場を戸塚区内とする行事

2 前項の規定は、団体が専らその構成員の親睦のために行う行事、団体の構成員のみを対象とする行事及び専ら営利を目的とする行事については、適用しない。

(区長賞の授与の基準等)

第6条 区長賞を授与することができる行事は、団体が行う公益的行事で、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 戸塚区役所が共催し、後援し、又は協賛した行事

(2) 第4条第1号に規定する行事

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

3 区長賞は、原則として賞状及び賞品とする。この場合において、賞状及び賞品の授与は、各1点を限度とする。ただし、内容が2以上の部門に分かれている行事及び戸塚区役所が共催した行事については、その内容に応じ、その都度定める。

(祝花贈呈の基準)

第7条 祝花を贈呈することができる行事は、団体が行う公益的行事で、前条第1項に規定するものとする。

(適用除外)

第8条 特定の政治活動若しくは宗教的活動に関する行事又は公の支配に属しない博愛、教育若しくは慈善に関する行事については、第4条から前条までの規定による共催、後援及び協賛の使用名義の承諾並びに区長賞の授与及び祝花の贈呈は行わない。

(共催等の名義使用承諾等の条件)

第9条 区長は、第4条から前条までの規定により、戸塚区役所の共催、後援若しくは協賛の名義の使用を承諾し、又は区長賞を授与し、若しくは祝花を贈呈するときは、必要な条件を付することができる。

(共催等の名義使用申請等の手続)

第10条 第4条から第7条までの規定により、共催、後援若しくは協賛の名義使用の承諾又は区長賞の授与若しくは祝花の贈呈を受けようとする者は、申請書(第1号様式)を区長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 規約、会則その他これらに類するもの
- (2) 役員名簿
- (3) 行事計画書
- (4) 収支予算書
- (5) 行事説明資料

ただし、要綱第2条第1項第1号の団体については、区長が認める場合はこの限りではない。

- 3 第1項の申請書は、行事の開催日の3週間前までに提出しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

(通知書の送付)

第11条 区長は、前条の規定により申請があつた場合において、共催、後援若しくは協賛の名義の使用を承諾し、又は区長賞の授与若しくは祝花の贈呈の決定をしたときは、通知書（第2号様式）を申請者に送付するものとする。

(決定の取り消し)

第12条 区長は、前条の規定により決定をした場合において、申請者が次に掲げる事由に該当することが判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請をした場合
- (2) 正当な理由がなく、申請の内容と異なる行事を実施した場合
- (3) 法令又は決定に付した条件に違反した場合

(行事内容変更届等)

第13条 第11条の規定により通知を受けた者は、申請の内容を変更する場合は行事内容変更届（第3号様式）を、行事が終了した場合は行事終了届（第4号様式）を、速やかに、区長に提出しなければならない。ただし、行事の内容の変更にあつては、変更の内容が軽易なものについては、この限りではない。

(雑 則)

第14条 この要綱は、戸塚区役所が主催する行事には適用しない。

(委 任)

第15条 この要綱に定めのない事項及びこの要綱の実施に関し必要な事項は総務課長が定める。

附則

この要綱は、平成13年11月1日から施行し、同日以後の申請に係るものから適用

する。

附則

この要綱は、平成 23 年 7 月 15 日から施行し、同日以後の申請に係るものから適用する。

第1号様式（第10条第1項）

申 請 書

平成 年 月 日

横浜市戸塚区長

団体名
所在地
代表者名
(連絡責任者)
住所
電話

次の行事について戸塚区の を得たいので関係書類
を添えて申請します。

行 事 名	
開 催 期 間	年 月 日～ 年 月 日まで
会 場	
開 催 主 旨 及 び 行 事 内 容	
参加者の範囲及び参加者数	
申 請 理 由	
賞 状、賞 品 の 数 及 び 種 類	
入 場 料 徴 収 の 有 無 ・ 額	有料 大人 円 子供 円・無料
主催・共催・後援・協賛団体	

- (添付書類) 1 規約、会則その他これらに類するもの
2 役員名簿
3 行事計画書
4 収支予算書
5 行事説明資料

行事計画書

期 間	平成 年 月 日()～平成 年 月 日()
時 間	時から 時まで
参 加 予 定 人 員	内 員 人 一般 人
事業目的及び内容	

収 支 予 算 書

収 入	項 目	金 額	概 算 の 内 訳
	合 計		

支 出	項 目	金 額	概 算 の 内 訳
	合 計		

(注) 入場料等を徴収する場合は、ひとりあたりの料金などの積算の基礎を明らかにしてください。

第2号様式（第11条）

第 号
平成 年 月 日

様

横浜市戸塚区長

名 義 使 用 等 承 認 通 知 書

平成 年 月 日に申請のありました行事について、次のとおり決定したので
通知します。

- 1 行事名
- 2 決定内容
- 3 条件

(担当)
電話

第3号様式（第13条）

行事内容変更届

平成 年 月 日

横浜市戸塚区長

団体名
所在地
代表者名
(連絡責任者)
住所
電話

先に申請した行事について、次のとおり内容を変更しますので届け出ます。

行 事 名		
開 催 期 間		
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 理 由		

第4号様式 (第13条)

行 事 終 了 届

平成 年 月 日

横浜市戸塚区長

団体名

所在地

代表者名

(連絡責任者)

住所

電話

共催・後援・協賛

このたび、戸塚区の を得て実施しました行事は、次のとおり

区長賞の授与

終了しましたので、届け出ます。

行 事 名	
開 催 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日まで
会 場	
入場者又は参加者数	
行 事 内 容	
収 支 決 算 書	別添のとおり

収 支 決 算 書

収 入	項 目	金 額	概 算 の 内 訳
	合 計		

支 出	項 目	金 額	概 算 の 内 訳
	合 計		

- (注) 1 入場料等を徴収した場合は、ひとりあたりの料金などの積算の基礎を明らかにしてください。
- 2 補助金、協賛金等の交付額も明記してください。